

農業振興地域整備計画書等の作成業務 仕様書

第1条（適用）

この仕様書は、瀬戸内市（以下「発注者」という。）の瀬戸内農業振興地域整備計画書（農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づく変更計画）等の作成業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条（目的）

本業務は、経済事情の変動その他情勢の推移等により、現行の瀬戸内農業振興地域整備計画書を見直し、農業的土地利用と農業以外の土地利用の調整を図りながら、今後、総合的に農業振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を示すことにより、瀬戸内市の農業の健全な発展を図ることを目的とする。

第3条（調査対象）

本業務の調査対象地域は、瀬戸内市の農業振興地域全域とする。

第4条（準拠する法令）

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等に準拠して実施するものとする。

- （1）農業振興地域の整備に関する法律、農用地等の確保等に関する基本方針
- （2）農地法、土地改良法、森林法、河川法等その他関係法令

第5条（貸与資料）

発注者は受注者へ下記の資料を貸与する。本業務完了後は速やかに返納するものとする。

- （1）農業振興地域整備計画書
- （2）農振農用地、農振農業用施設用地の地番データ
- （3）図面（白図 1/25000、1/10000、1/2500、その他）
- （4）基礎資料及び計画書、付図作成に必要な資料

第6条（業務内容）

業務内容は、以下のとおりとする。下記に示す年度作業については、業務の進行状況により変更がある場合もある。

- （1）計画書基礎資料の作成 ※初年度作業
 - ①地番データなど資料収集整理

- ・土地利用計画図を基に現地調査農地を選定する。
- ・現地調査、写真撮影を行う。
- ・現地に到着できない農地に関しては、遠方からの確認、写真撮影等を行う。
- ・変更地番データを整理する。

②土地利用計画図作成

変更地番データをもとに農用地区域の土地利用計画図を作成する。なお、図郭については現行計画との整合を図り、以下のとおりとする。

土地利用計画図内訳：図郭割図1枚、邑久29枚、長船15枚、牛窓21枚

③面積集計表作成

変更した土地利用計画図をもとに地区ごとの面積を集計する。

④基礎資料の作成

「農業振興地域制度に関するガイドライン」に準じて、既存資料をもとに以下の項目をまとめ、農業振興地域整備計画書基礎資料を作成する。

- ・地域の概況
- ・農業生産の現況及び見通し
- ・土地利用の現況及び見通し
- ・農業生産基盤の現況及び見通し
- ・農用地等の保全及び利用の現状及び見通し
- ・農業近代化施設整備の現況及び見通し
- ・農業就業者育成・確保の現況及び見通し
- ・就業機会の現況及び見通し
- ・農村生活環境の現況及び見通し
- ・森林整備その他林業の振興との関連に関する現況及び見通し
- ・地域の諸問題の解決を図るための各種の協定、申合せ等の実施状況
- ・農業及び農村の振興及び整備のための推進体制等

⑤基礎資料付図の作成

基礎資料をもとに、農業生産基盤整備状況図、農用地等保全整備状況図、農業近代化施設整備状況図、農村生活環境整備状況図を作成する。

(2) 住民説明会の実施補助 ※以降次年度作業

- ①住民説明会を市内4地区で実施予定
- ②住民説明会資料作成 1式
- ③住民説明会補助として技術者2人出席

(3) 整備計画書の作成

「農業振興地域制度に関するガイドライン」に準じて、既存資料をもとに以下の

項目をまとめ、農業振興地域整備計画書を作成する。

- ①農用地利用計画
- ②農業生産基盤の整備開発計画
- ③農用地等の保全計画
- ④農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画
- ⑤農業近代化施設の整備計画
- ⑥農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画
- ⑦農業従事者の安定的な就業の促進計画
- ⑧生活環境施設の整備計画
- ⑨付図の作成
 - 土地利用計画図（付図 1 号）
 - 農業生産基盤整備開発計画図、農用地等保全整備計画図（付図 2 号）
 - 農業近代化施設整備計画図、生活環境施設整備計画図（付図 3 号）

第 7 条（成果品）

作成する成果品の種類、大きさ、部数は下記のとおりとし、その他詳細については監督員と協議するものとする。

（1）瀬戸内農業振興地域整備計画書基礎資料（各 3 部）

- ①基礎資料（データ含む） 1 部
- ②基礎資料付図印刷 1/25000（A1 カラー）4 枚

（2）瀬戸内農業振興地域整備計画書（②を除く各 3 部）

- ①整備計画書（データ含む） 1 部
- ②土地利用計画図印刷 1/2500（A0 カラー）66 枚
- ③計画書付図印刷 1/25000（A1 カラー）3 枚

第 8 条（完成検査）

受注者は、本業務の完了後、発注者の検査を受けるものとし、発注者から仕様書の定めに適合しないものとして、修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

第 9 条（履行期限）

本業務の履行期限は、令和 8 年 3 月 31 日とする。